

いみず 射水市 農業委員会だより

第 10 号

平成27年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒934-8555

射水市本町二丁目10-30

射水市役所 新湊庁舎2階

電話 82-1961



ごあいさつ

射水市農業委員会

会長 舟木 康 眞

射水市農業委員会だより第10号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

昨年は3年に一度の農業委員会選挙があり、射水市の第4期農業委員が選出されました。改選後の組織総会において、皆様のご推挙により、引き続き私が会長に就任することになりました。会長として3期目となりますが、その職務の重責を改めて感じ、農業委員の代表として委員会の運営や地域農業の発展に尽力してまいります。

また、今回の改選で委員数は25名（1名増）となり、うち女性農業委員が1名から2名と1名増となりました。女性の農業委員への登用は、農業委員会活動の活性化をはじめ、農業・農村における男女共同参画の実現に寄与することが期待されています。県内でも女性農業委員が増加している傾向にある中、2名の女性委員の活躍に大いに期待しているところであります。

さて、近年農業政策の改革が進む中、本年政府は、農業委員会改革に向けた法制度の骨格を固めたところであります。大きなもので農業委員の選任方法を現行の公選法の準用から、地域推薦・募集の結果を尊重し、市町村議会の同意を要する市町村長の任命制となり、あわせて農業委員数を現行の半分程度とし、農地利用最適化推進委員（仮称）の新設されることとなります。

農業委員会の組織・制度の見直しがある中ではありますが、農業委員の業務内容については、大きく変わることはありません。農業委員の人数が減少する分、一人一人に課せられる役割はますます大きくなっていくと思っております。その重要性・必要性をしっかりと認識し、射水市農業の発展のため、農業委員会活動に取り組んでまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。



総会の光景

農業委員会活動報告

先進地視察（北海道）

平成26年6月26日～28日——今回は、北海道伊達市農業委員会を視察しました。伊達市では主に野菜（スイートコーン、キャベツ、はくさい等）や畜産が主要品目となっており、米が主体の射水市とは規模及び内容は異なるものの、農家戸数の減少及び農業従事者の高齢化による後継者不足が問題となっていることや、エゾシカ、アライグマ等の有害鳥獣による作物への被害があり、特に山間部に近い農地でその傾向が大きく、そこから耕作放棄地が広がる傾向があるということなど伊達市の概要や課題について説明がありました。



これらの課題を克服するため後継者の育成のための研修活動、新規就農者に対する農地の確保や資金相談等の支援体制の充実、トマト、イチゴの伊達ブランド確立のため、高付加価値化支援に対する取り組みなどの施策等参考になることが多くありました。

意見交換の場ではこのような課題への対応策やその他、お互いが抱える悩みについて話し合い、相互理解を深め充実した研修となりました。

その後、地産地消及び地元農産物のPRを目的として開設された道の駅伊達市観光物産館を視察し伊達市を後にしました。

農地パトロール

平成26年10月28日——「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の一環として、農業委員及び事務局職員による、農地パトロールを実施しました。

この農地パトロールは、耕作放棄地の発生把握や違反転用の早期発見のため、毎年実施しています。

今回は、午前の部、午後の部の2班に分け、「新湊・大島・下地区」と「小杉・大門地区」のコースを設定し、遊休農地等11ヵ所を調査・確認しました。

近年、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより市内においても、農地の耕作放棄、遊休化が進み、耕作されなくなった農地が増加してきています。

また、休耕田や耕作放棄地に、ごみや産業廃棄物の不法投棄などが近年多発しており、他の部局とも連携しながら監視体制を強化しています。

農地がいったん荒れてしまうと、耕作可能な農地への復旧には多大な労力と費用が必要となってしまいます。これからも適正な農地の利用を働き掛け、土地利用の秩序の確立を図ります。



農業委員新任研修会

平成27年1月9日——平成26年12月の改選で新たに13名の農業委員が選出されました。

その方々を対象に、富山県農業会議より石黒宏治次長を講師にお迎えし、農業委員研修会を開催しました。

講師からは「農業委員会等をめぐる情勢と農業委員の役割」と題し、農業委員に課せられた役割、法令に基づく業務内容について講義がありました。

新任委員の皆さんは、終始熱心に聞き入り、農業委員としての決意を新たにしました。



農業委員会と農業者との意見交換会

平成27年2月26日——農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、青年農業者、農政局、県農林振興センター、JAなどから28名の参加がありました。

北陸農政局富山地域センター 長谷川総括農政業務管理官から、米政策・担い手の育成確保・経営所得安定対策等に関する説明を受け、その後、「農業経営安定のためにどのような取り組みが必要か」、「認定農業者制度及び法人化について今後の課題と問題点」等を主なテーマに意見交換を行いました。

参加者からは、「六次産業化が進む中、販売力をつけて経営を安定させたい。」という意見がある一方、



近年の米価下落、肥料資材等の価格の高騰から将来への農業経営に不安視する声もあり、また、「全国一律の農業施策をやめ、地方の実態に合った施策にすべきでないか。」「所得倍増、成長産業というがその具体策が見えてこない。」等様々な意見が出されました。

意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の政策提案に反映されます。



農林水産大臣表彰を受賞しました。

平成27年3月20日

——県農業会議総会において、射水市農業委員会が農林水産大臣表彰を受賞しました。

これは、農業委員会の活動及び事務の遂行への功績が認められたものです。

これからも、農業の発展と農業者の地位向上活動に努めてまいります。





全国農業

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

新聞

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。
■発行所
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
電話 03-6910-1130
ホームページ
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

平成26年12月17日の任期満了に伴い、農業委員が改選されました。一般選挙により選ばれた委員が20人、団体推薦による委員が5人の合計25人です。任期は平成29年12月17日までの3年間です。

射水市農業委員会委員及び担当地域 農地などの相談は農業委員に！

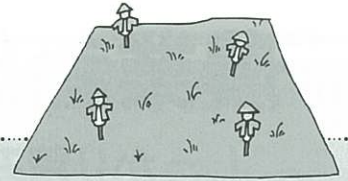
会長 舟木 康 眞

会長職務代理者 前 田 進

 <p>舟木 康眞 (朴木)選挙 〔塚原 (国道8号北側)〕</p>	 <p>堀 清範 (片口久々江)選挙 〔片口・七美〕</p>	 <p>石庭 文男 (本江中新)選挙 〔本江、海老江〕</p>	 <p>明石 茂 (作道)選挙 〔作道(作道・野村・ 久々湊・津幡江)〕</p>	 <p>若林 俊明 (殿村)選挙 〔作道(沖・今井・鏡宮・ 布目・高木・殿村)〕</p>	<p>《新湊地区》</p>
 <p>堀 正 (水戸田)選挙 〔水戸田(水戸田)〕</p>	 <p>前田 進 (串田)選挙 〔榑田(本村・牧田・西村・ 布目沢・小泉)〕</p>	 <p>森田 啓介 (荒町)選挙 〔榑田(新田・松原・宮新田・ 山ノ谷・大久保・竹原・ 梅木・荒町・円池)〕</p>	 <p>石井 寿男 (二口)選挙 〔二口〕</p>	 <p>佐伯 瑞穂 (寺塚原)選任(農共済) 〔塚原 (国道8号南側)〕</p>	<p>《大門地区》</p>
 <p>前花 敏子 (今開発選任)議会 〔今開発・本開発・ 新開発〕</p>	 <p>村上 利之 (中野)選挙 〔中野・若杉・北野・ 西園・新町・常盤町〕</p>	 <p>横山 實 (北高木)選挙 〔大島(村上・前花委員) 以外の地区)〕</p>	 <p>竹島 信義 (生源寺)選任(工改) 〔水戸田(生源寺・市井・ 若林・竹鼻・ 開口・藤巻)〕</p>	 <p>杉本 周平 (土合)選挙 〔浅井〕</p>	<p>《大島地区》</p>
 <p>川西喜一郎 (鷺塚)選挙 〔大江(鷺塚・小白石)〕</p>	 <p>永森 薫 (三ヶ)選挙 〔三ヶ・橋下条〕</p>	 <p>山下 隆之 (青井谷)選挙 〔金山〕</p>	 <p>土合 正夫 (黒河新)選挙 〔黒河〕</p>	 <p>山谷 孝芳 (戸破)選挙 〔戸破〕</p>	<p>《小杉地区》</p>
 <p>熊西 忠治 (摺出寺)選挙 〔摺出寺、八講、 白石・倉垣小杉〕</p>	 <p>前田 光春 (加茂東部)選挙 〔下村三箇・加茂〕</p>	<p>《下地区》</p>	 <p>城石美枝子 (塚越)選任(議会) 〔塚越〕</p>	 <p>松山 宗則 (山本新)選挙 〔池多〕</p>	 <p>水元 睦雄 (西高木)選任(農協) 〔大江(西高木、大江、 稻積)〕</p>

()は委員の住所地、 []は担当地域

農地法等に関するQ&A



Q1 農地、農用地とは

農地や農用地という言葉を目にしますが、これはどのような土地ですか。

A1 農地とは、耕作の目的に供される土地をいいます。

農地かどうかの判断は、登記簿の地目ではなく、現在、その土地が農地として使用されているかどうかで判定します。

耕作するつもりになればいつでも耕地として使用できるような土地（休耕地、不耕作地）も農地として取り扱われます。林業種苗・竹林の育成地、果樹園、蓮池でも、適正な管理が行われていれば農地となります。

農用地とは、「農業振興地域の整備に関する法律」で規定された用語であり、耕作の目的等に供される土地とされています。

この法律に基づき、農業振興地域を指定し、具体的に農業振興地域整備計画を定めます。さらにその計画の中で農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分（田・畑など）を定めます。この区域のことを農用地区域といいます。

Q2 農地を売買する場合の許可とは

私は農地を所有していますが、高齢で農業ができなくなったため、農業をする人に農地を売りたいと考えています。売買の際に許可が必要と聞きますが、どのようなものですか。

A2 農地を売買し所有権を移転させるためには、原則として農地法第3条の許可を受ける必要があります。

仮に当事者間で農地の売買契約を締結したとしても、この許可を受けない限りは、所有権移転の効力

は発生しません。

なお許可を受けるにあたって一定の許可基準がありますので、申請される場合は、事前に農業委員会にお問い合わせください。

Q3 転用許可を受けただけの現況農地について、地目変更の登記ができるか

私は以前に農地を宅地（目的：住宅）にする転用許可を受けました。しかし、やむをえず住宅建築が遅れ、現在、農地として使用しています。

このような場合、農地から宅地への地目変更登記をすることはできますか。

A3 農地を宅地に転用するには、原則として農地法第4条又は5条の許可を受ける必要があります。しかしこの許可は、申請者に宅地への転用という事実行為を許可するものであって、許可を受けたからといってその土地が宅地になるというものではありません。

農地法上、その土地が農地であるか否かは、その

土地の状態を客観的に見て現に耕作されているかどうかで決められますので、あなたの土地は、宅地への転用許可を受けていても、現在のところ農地法上は「農地」になります。

この例で地目変更をする場合は、その農地に転用目的である住宅を建築した後、地目変更の登記申請をする必要があります。

Q4 農地を相続等した際の届出とは

先般、父が亡くなり、農地を相続しました。相続人は私です。相続などの農地法の許可が不要な農地取得の際にも、農業委員会に届出が必要と聞きましたがどのようなものですか。

A4 農地法の改正（平成21年12月15日施行）によって、施行日以降は、相続等の農地法上の許可を要しない権利の取得について、農業委員会にその旨の届出をすることが義務化され

ました。

具体的には、権利を取得した者の氏名、住所、権利を取得した農地、期日等を記載した書面を農業委員会に提出することになります。

農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！



農業者の方なら
広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

だれでも加入できます。

公的年金ならではの税制上の
優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります。（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円（平成24年1月1日以降の保険契約については40,000円）です）。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

少子高齢時代に
強い年金です。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

終身年金で80歳までの
保証付きです。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族（一定の要件をみたした者）に支給されます。

保険料の額は
自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。（通常加入は月額20,000円から67,000円までの間で千円単位で選択）。農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

農業の担い手には、手厚い政策支援
（保険料の国庫補助）があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、
または農業委員会にお問い合わせください

農業者年金 受給者の

心得 7 箇条

1 条 年金は3カ月ごとに支給されます。

年金は、2月、5月、8月、11月の年4回3カ月分がまとめて支給されます。

2 条 年金証書は大切に保存してください。

万一紛失したり、破ったり、よごしたときには再交付を受けてください。

3 条 名義は変更されていますか。

経営移譲年金受給者の方は、次の諸名義が経営移譲の相手（後継者または第三者）に変更されていますか。

- ①農業共済の共済関係名義、②転作助成金の申請名義、③農業所得の納税申告名義、④土地改良区と農協の組合員名義、⑤生産資材の買い入れ・農産物の販売名義

4 条 住所などが変わったら届出を

住所や年金を受け取る金融機関・口座番号などが変わったら、14日以内に農業者年金基金へ届け出てください。

5 条 支給停止にご注意を

経営移譲年金受給者の方は、このような場合、年金が支給停止されることがありますので、ご注意ください。

- ①農業を再開したり、②農業生産法人の構成員になったとき、③後継者に貸し付けて経営移譲した農地等の全部または一部の返還を受けたとき

※ 農地を譲渡や転用する場合は、事前に農業委員会へご相談ください。

6 条 受給者が死亡した場合

受給者が死亡しますと年金受給の権利がなくなります。なお、受け取った年金額が死亡一時金より少ない場合は、その差額を遺族の方が受け取ることができます。

7 条 年金についてのお問い合わせ

農業委員会や最寄りのJAいみず野に気軽にご相談ください。



農業者年金を受給されている方へ

受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口または、各地区行政センターへ忘れずに提出してください。なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

◎ 農地標準賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されることになりましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地標準賃借料を示すこととしております。

※ 農地標準賃借料については、水稲のみの算定を行いました。

※ この標準賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し 貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地標準賃借料の適用期間は、平成25年産分から平成27年産分までの3年間を適用期間とします。

※ 射水市全体の平均収量は、上記区分2です。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地標準賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地標準賃借料(10a当り)

区分	収量	標準賃借料	参考(前回標準小作料)	
田	1	5 5 7kg	1 3, 8 0 0円	1 4, 4 0 0円
	2	5 4 7kg	1 1, 7 0 0円	1 2, 2 0 0円
	3	5 4 2kg	1 0, 6 0 0円	1 1, 1 0 0円
	4	5 3 7kg	9, 5 0 0円	9, 9 0 0円
	5	5 2 7kg	7, 4 0 0円	7, 7 0 0円
	6	5 1 7kg	5, 2 0 0円	5, 4 0 0円

地 区	標準賃借料	備 考	
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	1 0, 6 0 0円	上記区分3
	新湊・海老江地区	7, 4 0 0円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	9, 5 0 0円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	5, 2 0 0円	上記区分6

◎ 農作業標準料金・賃金について



平成25年分～平成27年分の農作業標準料金・賃金

区 分	金 額	備 考	
賃 金	一 般 作 業	8, 3 8 0円/1日	
	オペレータ作業	1, 5 6 0円/1時間	
水 稲	ト ラ ク タ ー	1 4, 6 0 0円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側 条 田 植 機	8, 4 0 0円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コ ン バ イ ン	1 9, 0 0 0円/10a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	ト ラ ク タ ー	1 4, 0 0 0円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コ ン バ イ ン	1 8, 5 0 0円/10a	刈取り、脱穀
大 豆	ト ラ ク タ ー	1 7, 2 0 0円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コ ン バ イ ン	2 1, 9 0 0円/10a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成25年分から平成27年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとします。